

相談支援専門員の要件となる実務経験等(厚生労働省告示225、226、227)

<p>○ 相談支援専門員の要件となる実務経験者</p> <p>① 第1の期間が通算して3年以上である者 ② 第2、第3の期間が通算して5年以上である者 ③ 第4の期間が通算して10年以上である者 ④ 第2から第4までの期間が通算して3年以上かつ第5の期間が通算して5年以上である者</p> <p>※1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が、1年あたり180日以上であるものとする。 ○ 3年以上(540日以上) ○ 5年以上(900日以上) ○ 10年以上(1800日以上)</p> <p>常勤、非常勤を問わず、以上の期間と日数の両方を満たしていることが必要となる。</p> <p>「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務</p> <p>「介護等の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務</p>
--

業務の範囲	○ 実務経験となる業務	実務経験年数
相談支援の業務	<p>第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者</p> <p>ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者</p>	平成18年9月30日までに通算3年以上
	<p>第2 イからハまでに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>ニ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1から3のいずれかに該当する者</p> <p>1 社会福祉主事任用資格者</p> <p>2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者(介護職員初任者研修以上に相当する研修の修了者)</p> <p>3 第5に掲げる資格を有する者並びに第2のイからハまでに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者</p> <p>ホ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者</p>	通算5年以上
介護等の業務	<p>第3 社会福祉主事任用資格者等(※1)が、イからハに掲げる事業・施設等のいずれかに従事した期間</p> <p>イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者</p> <p>ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p>	通算5年以上
	<p>第4 社会福祉主事任用資格者等(※1)でない者が、イからハまでに掲げる事業・施設等のいずれかに従事した期間</p> <p>イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p>	通算10年以上
有資格者	<p>第5 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p>	上記④を参照

※1 「社会福祉主事任用資格者等」とは、
 ①社会福祉主事任用資格者、②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの(介護職員初任者研修以上に相当する研修の修了者)、③保育士、④児童指導員任用資格者、⑤精神障害者社会復帰指導員任用資格者、をいう。